

第三次館林市地域福祉計画進捗管理  
計画年度 平成29年度～令和3年度

第3回評価 令和元年度

館林市地域福祉推進協議会

## I 趣 旨

平成28年度に策定した「第三次館林市地域福祉計画」について、計画の策定（P：P l a n）、施策の推進（D：D o）、進捗の評価（C：C h e c k）、見直し・改善（A：A c t i o n）のPDCAサイクルに基づき進捗管理を実施し、効果的な計画の推進を図ることを目的としています。

令和元年度に実施した事業の評価を以下のとおり報告するものです。

### 【第三次館林市地域福祉計画】

計画期間： 平成29年度から令和3年度までの5年間

基本理念：「一人ひとりのふれあいと助けあいで誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち 館林」

## II 評価方法

### 1 内部評価

庁内16課と社会福祉協議会において、事業実績をもとに自己評価を行い、その内容を館林市地域福祉推進協議会へ報告する。

### 2 外部評価

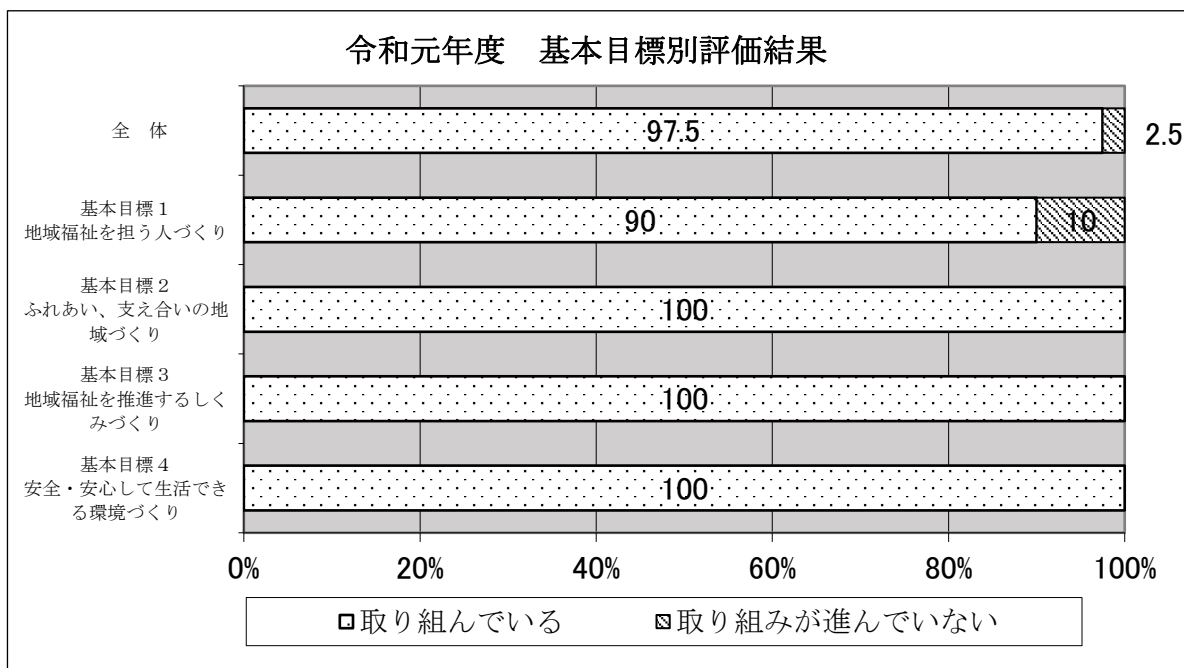
内部評価の結果をもとに、館林市地域福祉推進協議会において意見を聴取し、進捗管理・評価としてまとめ、公表する。

○令和元年度の実施状況について総合的に判断し、施策の目的を達成しているものを「達成」、運用中であるものや運用に向け準備中であるものなど、おおむね取り組んでいるものについては、「取り組んでいる」とし、未着手のものなど取り組みが十分ではないものについては、「取り組みが進んでいない」と評価しました。

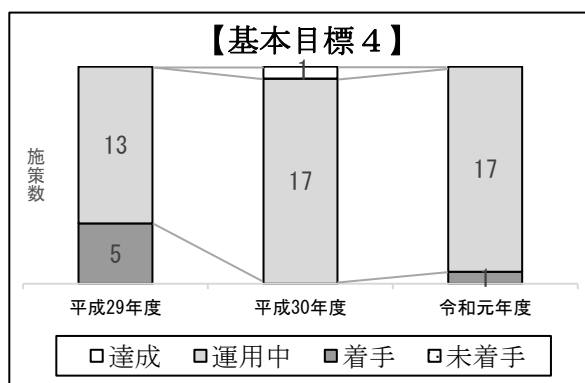
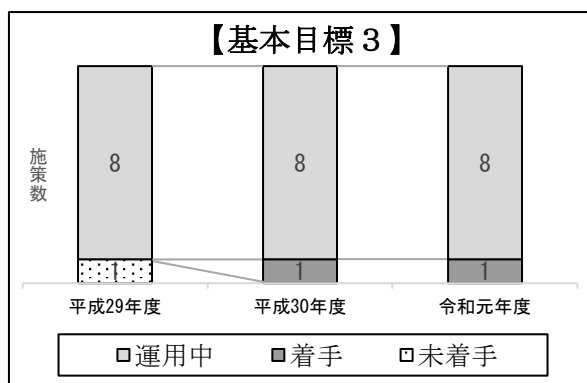
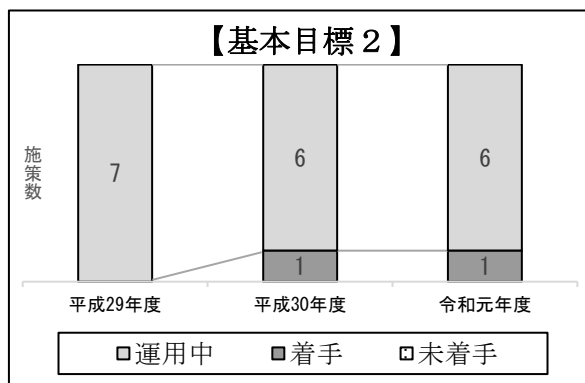
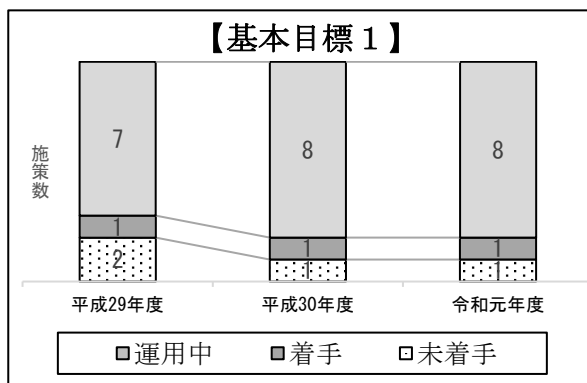
## III 評価結果

この計画に掲げられている4つの基本目標と12の取組みの方向性ごとに評価をまとめました。全体では、「取り組んでいる」が97.5%、「取り組みが進んでいな

い」が2.5%という結果になりました。また、個別事業のうち、目的を達成しているものは19事業ありました。令和元年度の基本目標別の評価結果及び施策別実施状況の推移は、以下のとおりです。



### 施策別実施状況の推移



## **基本目標 1 地域福祉を担う人づくり 【取組割合:90%(10施策中9施策)】**

### **【取組の方向性(1)】福祉教育と啓発活動の推進**

福祉教育については、各学校の総合的な学習の時間を中心に福祉問題を取り上げるほか、『館林市きずなを結び共に育む手話言語条例』に基づく手話教室など、社会福祉協議会により福祉体験学習への支援が行われている。生涯学習の分野でも、ふるさとづくり出前講座や公民館各種学級講座など地域福祉に対する意識の向上を図る取り組みが進められている。また、毎年9月の知的障がい者福祉月間に実施されている福祉パレードのほか、発達障がい者支援市民講演会などの各種講演会の実施により啓発活動も十分に推進され、福祉についての理解を深める機会が広がっている。

### **【取組の方向性(2)】地域福祉をリードする人材の発掘と育成**

小中学生ボランティアスクール、市民活動スキルアップセミナーなどの開催によるボランティアの養成や資質向上に向けた取り組みが継続されているほか、手話や要約筆記など専門的な技能を要するボランティアの育成に努めている。また、第六次地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動推進会議を立ち上げ、地域課題の解決に取り組む活動が開始されている。

その他、ボランティア登録制度や「ちょいボラ」制度の運用、カウンセリング入門講座等の開催により更なる人材発掘を図っている。

### **【取組の方向性(3)】ボランティア団体・NPOへの支援**

市民活動に必要な知識を身につけるための各種研修会の開催や、市民活動を推進する補助金に関する情報提供を行っている。また、社会福祉施設等による社会貢献活動として、地域で買い物に困っている人を対象とした買い物支援サービスが開始された。今後さらに、地域課題を解決する取り組みを支援していく必要がある。

また、社会福祉協議会の取り組みとして、ボランティア人材の発掘や需給調整を行うとともに、災害に備えて災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、災害時

のボランティア受け入れの準備も進められている。

## **基本目標2 ふれあい、支え合いの地域づくり**

**【取組割合:100%(7施策中7施策)】**

### **【取組の方向性(1)】 地域活動への支援**

コミュニティ助成事業、地域福祉活動推進会議、生活支援体制整備事業など地域活動への支援が継続的に行われている。また、地域活動への関心を高め、地域の課題解決の手掛かりとなるよう、「次世代を担う地域リーダー育成事業」を実施しており、今後も行政区等と協力して地域活動を推進していくほか、地域の中で活動する地域住民への支援にも取り組む必要がある。

区長、民生委員、地域包括支援センターなど関係機関・団体の連携により日常的な見守り体制は構築されている。また、地域住民や地域福祉活動推進会議の取り組みにより、地域課題や地域の見守り体制が共有されてきている。さらに、地域福祉の拠点となる総合福祉センター、障がい者総合支援センターのほか、いきいきふれあいサロンや、通いの場など地域で実施されている居場所づくりの活動により、地域住民の交流が図られている。

### **【取組の方向性(2)】 生きがいづくりと交流の促進**

いきいきふれあいサロンや通いの場への支援、子育て支援センターの運営のほか、公民館等を会場にした高齢者への会食サービスの実施により、地域住民の交流の促進が図られている。また、生活支援体制整備事業に基づく協議体活動を通じて、地域の支え合いの体制づくりが支援されている。

また、ふれあいスポーツ大会の開催により、高齢者やこども、障がい者等がふれあいと相互理解を深める交流の機会の提供や、学校での総合的な学習の時間に障がいを持つ方の話を聞く交流活動の実施、保育園や総合福祉センター、障がい者総合支援センターでのイベントに地域住民が参加できる取り組みも進められている。

### **基本目標3 地域福祉を推進するしくみづくり**

**【取組割合:100%(9施策中9施策)】**

#### **【取組の方向性(1)】 多様な主体との連携・協働**

地域福祉活動の強化、充実を図るため、社会福祉協議会へ運営費を補助している。その他、多様な関係機関や団体における協働により、地域課題の共有、連携の強化が図られている。

また、健康寿命延伸プラットフォームが設置され、高齢者の生きがい・社会参加に関するアンケートの実施や、公募による計画策定委員の選定、市民活動団体の交流事業の実施や活動団体紹介の機会を設けるなど市民参画の促進が図られている。

今後は、地域課題を解決するため、地域と専門機関をつなぐ人材の育成と配置に取り組む必要がある。

#### **【取組の方向性(2)】 相談・情報提供体制の充実**

広報紙やホームページ掲載、回覧版やチラシの配布のほか、子育て支援モバイルサービスの配信により、必要な情報を分かりやすく提供する取り組みが進められている。また、総合的な相談支援体制としては、高齢者や障がい者、結婚、子育て子ども、健康づくり、年金等各担当課内や関連機関、事業所で実施されており、常に窓口や電話等で相談できる体制が整備されている。特に、子どもの総合相談窓口が新たに整備され、子どもに関する相談全般を受け付けるとともに、子育てに関する各種情報提供が行われている。

#### **【取組の方向性(3)】 権利擁護の推進**

成年後見制度の更なる充実を図るため、たてばやし後見支援センターにおいて制度内容の周知や市民後見人の養成及びフォローアップ講座を実施している。また、日常生活自立支援事業の普及・啓発により、福祉サービスの利用援助に取り組んでいる。

虐待等の防止のため、障がい者虐待防止センターの設置や要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催、高齢者あんしん相談センターの見守りなど、関係機関との虐待防止のための仕組みが構築されている。また、DV等相談窓口についての周知、啓発を行っている。

#### **基本目標 4 安全・安心して生活できる環境づくり**

**【取組割合：100% (18施策中18施策)】**

##### **【取組の方向性(1)】 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進**

地域防災計画に基づき自主防災組織の育成、防災訓練の支援のほか、連絡体制の構築や福祉避難所の指定、防災資機材の整備が進められている。また、災害ボランティアセンターの設置訓練の実施や、福祉避難所運営マニュアルの策定など災害時の体制整備にも取り組んでいる。

災害時要支援者名簿を作成し、民生委員、区長と支援対象者に対する情報共有が行われている。今後は、各地域の実態を反映し、情報の更新や個別支援計画の策定も必要である。

防犯対策として、青少年センター補導員等による非行防止及び防犯パトロールや交通安全対策のための啓発活動や交通安全施設を整備しているほか、消費生活出前講座などにより、悪徳商法に関する注意喚起を行うなど、安全なまちづくりへの取り組みが進められている。

##### **【取組の方向性(2)】 福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援**

地域福祉の拠点である総合福祉センターの有効利用のため、指定管理者制度が導入されている。また、福祉サービスの充実への取り組みとして、社会福祉法人や介護事業所への指導調査を実施するほか、地域の実情に応じた在宅福祉サービスが実施されている。また、各公立保育園に担当者を置くことで発達障がい児への支援や情報共有を行っているほか、市民相互の助け合いを基本とした「ふれあいサービス

事業」による高齢者や妊産婦等への支援にも取り組んでいる。生活困窮者に対しては、貸付制度や経済的自立のための相談、就労の支援を実施しているほか、生活困窮世帯のこどもを対象とした学習支援を実施し、学力の向上にも取り組んでいる。

福祉サービスの情報については、広報紙やホームページへの公表、各種パンフレットを利用し、わかりやすい情報の提供を図っている。また、視覚に障がいのある方に向けて、音声や点字による広報も実施されている。

### 【取組の方向性(3)】健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立

保健センターだよりや健康寿命延伸シンポジウム、「健康への取り組みを市民の文化として根づかせる」ことを目的として、運動に着目した健康ウォーキング講演会の開催、協賛企業による展示ブースなどを通じて、健康意識の向上へ働きかけている。また、ウォーキング教室などの各種事業の実施により、「たてばやし健康づくり応援マイレージ」事業の充実にも取り組んでいる。さらに、個別ケース会議等を通じた連携や、子どもの総合相談窓口による関係機関や団体との連携が図られているほか、妊娠・出産包括支援事業や介護予防教室、乳幼児健康診断後の事後フォローなどによる切れ目のない支援も実施されている。

「在宅医療介護連携相談センターたておう」による専門職の相談窓口や在宅医療介護連携のための研修会、市民を対象とした講演会等が実施されている。今後は、保健・医療・福祉の連携の中で、精神障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築も求められている。

### 【取組の方向性(4)】バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

「館林市立地適正化計画」に基づき、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みが開始されているが、住民の理解や協力が課題となっている。その中で、国が推進する「ウォークブル推進都市」に応募し、歩きたくなるまちなかづくりを推進している。市公共施設等の整備については、新たに城沼総合体育館のトイレを洋式トイレへ改修し、バリアフリー化を進めている。その他施設についても、概ねバリアフ



リー化されているが、建築時期が古い公共施設では十分な対応が難しい点もある中で、計画的に補修し、適正管理に努めていく必要がある。また、介護予防や心身機能の低下に対応した住環境整備のための住宅改修への支援のほか、住民が安心して暮らせるよう、市営住宅のインターフォン設置を進めている。

移動交通の手段として近隣四町と広域公共路線バスを運行しており、更なる交通手段の充実のため、経路やダイヤの見直しのほか、地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでいる。また、タクシー券事業として高齢者や障がい者等に対してタクシー料金の一部を補助し、外出支援の一端を担っている。

## 地域福祉推進協議会からの意見（抜粋）

令和2年度第一回館林市地域福祉推進協議会を開催し、委員より下記の意見がありました。

実施日：令和2年11月20日（金）

出席者：委員15名中13名

### 〔基本目標2について〕

- ・高齢者への会食サービスを新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中断しているようだが、今後の実施についてボランティア等の委員の不安を和らげるためにも、明確に指導すべきである。
- ・ボランティアの他にも地域の中には市の委嘱委員がおり、福祉に限らず地域の様々な活動を行っている。地域づくりのベースとなる方々である。
- ・ボランティアの概念が変わりつつあり、これまでは目的別のボランティアを推進してきたが、現在は区長や各団体の長が基になり、そこにボランティアが集まってくるというスタイルが出来てきている。

### 〔基本目標3について〕

- ・総合的な相談支援体制について、子育て支援だけでなく、結婚、妊娠、出産、子育てという一連の中で相談、支援していくシステムを作らなければならない。

### 〔基本目標4について〕

- ・買物弱者への支援サービスについて、免許証を返納したいが、買い物をするのに不便なため返納できない方がいる。支援体制の強化を図られたい。
- ・買い物に限らず、移送支援について、個々の要望に対応できる策を検討していただきたい。
- ・免許返納通院タクシー券が24枚だけでなく、拡充していただきたい。
- ・ある通いの場の利用者から、支援員に代わりに買い物に行ってもらいたいとい

う意見が出た。効率の良い方法を検討していく。

- ・発達障がい児への支援について、段階ごと切れ目のない支援を検討すべき。
- ・発達障がいは、保育だけでなく教育の面でも対応を考えなければならない。
- ・里親・里子の中でも発達障がいは大きな問題となっている。医療機関との連携や公的機関の知識力の向上を図っていただきたい。
- ・地域と専門機関をつなぐ人材については、配置する前に担い手、支援者を「育成」することが重要となる。